

令和5年度  
短中長期経営計画

令和6年3月28日

一般財団法人 沖縄県水産公社



## 1. 短中長期経営計画の策定について

一般財団法人沖縄県水産公社は、国が策定した「沖縄振興開発計画」に沿って整備された、県内唯一の第3種漁港である糸満漁港を活性化するため、卸売市場の開設を図ってきた。沖縄県漁業協同組合連合会は、平成30年度通常総会において、那覇市泊漁港の同連合会地方卸売市場機能を糸満漁港に移転することを決議し、これを受けて沖縄県は、糸満漁港に新たな市場施設を設置することを決定し、令和4年3月に高度衛生管理型荷捌施設を整備した。

一方、平成10年度以降の市場開設に係る調整が長期化したため、新市場の開設者に想定されていた当公社は、業務執行体制及び財政基盤が脆弱化し、このままでは令和4年度に予定される市場開設に対応できない恐れがあったことから、令和元年度に短中長期経営計画を策定し、円滑な市場開設に備えてきた。

なお、令和4年10月の地方卸売市場開設時に収益事業を沖縄県漁業協同組合連合会に譲渡し、公社は公益事業に専念する等、これを機に事業及びその執行体制を大幅に見直したことから、令和9年度までの5カ年を期間とする短中長期経営計画を策定する。

## 2. 水産公社について

### (1) 設立の背景

沖縄県は、四面を海に囲まれ、南方漁場に近接するなど漁業にとって有利な地理的・自然的特性を有している。このような特性を活かし、本県の水産業の振興を図るため、沖縄振興開発計画において、「広く県外船をも対象にした開発前進及び中継基地」として、全国の漁船を利用対象とする第3種漁港として糸満漁港が整備された。

同計画において糸満漁港北地区は、本県水産業の振興を図るための先導的な役割を担う漁港として、また、水産物流通加工拠点漁港として位置づけられ、その背後地には、水産加工団地が形成されている。

このような状況の中、水産物の流通条件を整備し、水揚の増大を促進するなど同地区の利活用を推進することにより、本県の漁業及び関連企業の健全な発展を図るため、昭和56年1月9日に県、糸満市及び漁業団体等により財団法人沖縄県水産公社が設立された。

### (2) 設立後の経緯

当公社は、国、県の補助を受けて陸上機能施設等の整備を進め、漁船の受け入れ体制を整備し、地方卸売市場開設に向けた準備段階として、昭和59年度に水揚・選別・出荷作業を行う施設としての供用を開始し、昭和62年度には卸売市場開設を前提とする当初目標、年間3千トンの水揚量を達成した。

水揚利用が安定したことから、平成6年度に地方卸売市場を開設したが、景気の低迷等の影響により魚価が下落したことを契機に卸売市場に対する批判が生じ、平成8年度に卸売会社がせり業務を中止するに至った。

それ以降は県内外の卸売市場に出荷するための水揚・選別・出荷機能を果たす事業を継続していた。

平成9年度には糸満漁協の卸売市場が糸満漁港中地区から移転し、当公社荷捌施設の一

部を利用した。

平成25年度には、経営基盤を安定化させるため、基本財産の一部を取り崩して借入金を返済するとともに残額を運転資金とした。

平成26年4月1日に一般財団法人に移行した。

令和2年3月の理事会において、令和4年度に市場開場を予定する新卸売市場の開設者となる方針を再確認し、その前提で関係者との調整を図った。

令和4年9月に県は一般財団法人沖縄県水産公社地方卸売市場（イマイユ市場）を認定した。

令和4年10月11日に卸売業者による取引を開始した。

### 3. 現状と今後の課題

#### (1) 主な事業

##### ①市場事業（一部新規事業）

令和4年度から地方卸売市場開設業務として、市場内取引における公平公正な取引の適正化及び衛生管理への取組に対する監視及び指導を実施している。

また、県からの受託として糸満漁港管理運営事務所を従来から、高度衛生管理型荷捌施設を新規として施設維持管理を実施している。

さらに、漁港を利用する漁船の関係者に対する福利厚生施設として、船員休憩室及びシャワー施設を運営している。

##### ②漁港管理受託事業

県管理漁港である糸満漁港北地区の巡回及び清掃等と、漁港施設を使用する船舶の使用届等に関するとりまとめ業務を、県から受託して実施している。

##### ③収益事業（新規事業）

令和4年11月より、旧荷捌施設の一部を生産者向け漁具倉庫及び県漁連購買事業の資材倉庫として賃貸事業を新規に実施している。

#### (2) 現状と課題

##### ①事業について

水産資源の減少が危惧される中、沖縄周辺海域には比較的豊富な資源があるとされている。このため、県内漁船の他、九州を中心とした県外漁船も周辺海域で操業しているが、県内には県外漁船の受入体制が確立されていないため、多くの漁船は県外で水揚げしている。また、県外主要漁港では、食の安全安心に対応する高度衛生管理型荷捌施設が多く整備されており、本県においても令和4年3月に糸満漁港北地区内において、水産物卸売市場としては県内初となる高度衛生管理型荷捌施設を沖縄県が整備した。

当公社の事業は、公益事業である継続事業(市場、漁港管理)と収益事業(賃貸事業)に大別される。現状としては、公益事業による事業収入によって当公社の運営を賄っている状況にある。

なお、収益事業として取り組んできた給油、給氷、給水、冷凍冷蔵倉庫事業については、令和4年4月1日付けで関連施設とともに沖縄県漁連に無償で譲渡した。

なお、市場事業において開設前に見込んだ取扱量が下回る取扱実績となっていることから、県内及び県外の利用漁船を誘致し市場取扱量の増加を図ることが課題である。

## ②業務執行体制について

令和6年1月現在、事務局長1名及び正職員1名の2名であり、その他2名は定年退職後の再雇用職員であるため、安定した業務執行体制となっていない。

引き続き、開設者としての業務を円滑に行うため、継続性と専門性の高い組織体制の強化が求められている。

## ③財政基盤について

当社は、昭和55年度の設立以来、収支は支出超過の状態が継続している。利用漁船の伸び悩みもあって経常収益の赤字が常態化し、累積債務が経営を圧迫する状況であった。

このため、平成26年度に基本財産の一部を取り崩し、累積債務を解消するとともに運転資金に充当した。しかし、その後も収支が好転しなかったことから、平成30年度に収支改善方針を定めた。

令和4年4月には、経済事業として実施していた給油、給氷、給水、冷凍冷蔵保管事業を関連施設とともに沖縄県漁連に譲渡し、老朽化した施設に係る保守修繕費と光熱水料費等を削減した。あわせて職員数も減員し、専務理事の勤務体制も時短することに見直し、人件費及び役員報酬等支出の削減を図ってきた。

なお、現在の主な収入源が公益事業関連であることから、収益事業の取組拡大や新規事業への取組等を図り収入を強化し財政基盤を改善することが課題である。

## 4. 課題解決に向けた基本方針

### (1) 実施事業について

糸満漁港が、その設置の基礎となった国の沖縄振興開発計画及び沖縄県の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において位置づける「水産物流通加工の拠点」となるためには、周辺及び南方海域の水産資源を集約できる卸売市場を開設し、県内及び県外漁船も利用できるよう運営し、県民及び観光客を含めた県内消費の拡大、県外に留まらず東南アジアも含めた海外への安定供給を図る必要がある。

当社は、市場開設後に公益事業である地方卸売市場の運営と漁港管理業務を中心に安定経営に努める。

### (2) 組織体制について

当面は、正職員2名及び再雇用職員2名で対応する。

開設者の職務は、消費者への生鮮食料品の円滑な供給を目的として、供給者である生産者と需用者である買受人の間に立って双方が納得できる市場運営を行うことである。その

ためその担当者は、卸売市場法、食品衛生法及び漁業法等の関連する法令を熟知するとともに、市場取引で生ずる各種トラブルを解決する役割が求められることから、引き続き人材の確保と育成が必要である。

また、公益法人として定められた会計方式や各種手続を円滑に行うため、事務的にも専門職が必要となる。

よって、計画的なプロパー職員の確保について県と協議を行い、円滑な業務執行体制の整備を図る。

### (3) 取組内容

#### ①市場事業

卸売市場の開設者は、社会的信用が必須であることから、適正な収入を確保し経営基盤を安定化する必要がある。このため、市場事業の収支について水揚漁船の誘致と施設所有者である県及び利用主体となる卸売業者との連携を強化することとする。

新規取組として、市場のセリ及び施設の見学に対する有料化の検討を進める。

#### ②漁港管理受託事業

漁港管理事業については、卸売市場の運用開始後に漁港を利用する漁船の増加により、作業船等が減少し事業収入は減少することが予想される。

従って、適正な漁港環境を維持し円滑な漁港利用が継続されるよう漁港管理費用の確保について県と協議することとする。

#### ③収益事業

旧荷捌施設の増設部分について、漁具倉庫等として有効利用するため、手続を進め早急に実施する。

また、旧荷捌施設屋上部分を企業の広告場所として賃貸する等の検討を進める。

これらとともに、経費削減に努めるなど、今後も引き続き経営改善に向けた取組を進め、財政基盤の強化を図る。